

2001年3月21日

### 頂いたご意見

活動をされた委員の方々のご苦勞を逆なでするようなコメントばかりで心苦しいのですが、思い付くまま述べさせて頂きます。気になる点は、全体構成ではボリュームの大きさ、内容的には、平和利用、企業所属の会員の制限、内部告発、個人の能力、などに関わるころでした。以下に列挙します。

1. 規定としては全体が長すぎるのではないかとと思いますが？これだけのボリュームでは読む気が起きなくなるのではないのでしょうか？一方行動指針の説明は短すぎて分かりにくくなっているところもあります。詳細は、副読本、解説集、または事例集にして説明を十分につくすことで、規定は簡単にしたほうが良いのかなとも思います。情報の発信の原則は、簡単・明瞭・真心、だと思います。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解

極めてわずかな規範を提示することだけで会員が十分に考えるようになるというお考えを取るのであればそのようにするののも一つの方法です。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。その点をご理解いただきたいと存じます。

### 頂いたご意見

さらにこのような内容の規定に違反をした場合は、退会処分、学会誌で公表、告発、などが背後では考えられているのかどうか知りたい人もいるのではないかととも思います。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを生じたとき調整する機能を持たせるといっても考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。

### 頂いたご意見

2. 憲章については短い文章で表現をしているため、色々な解釈が出来てしまうような感じがします。疑問も含め以下に列挙してみます。

憲章の1番目の「平和利用」はここにあげるべき性質のものでしょうか？全文には“法令・規則を遵守”というくだりがありますのでどくなる事と、外国籍の会員、特に核保有国の会員はどうすれば良いのか判らなくなるのではないのでしょうか？

### 頂いたご意見に対する委員会の見解

たしかに我が国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の

研究、開発及び利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。しかしこの条文の意味は原子力基本法を守ることを意味するものではありません。行動指針 1 - 2 . で述べているように、「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない」のです。将来、原子力基本法が改悪され、我が国も法的には核兵器開発を認める恐れも皆無とはいえないかもしれません。そのようなことがあろうとも会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないと思います。なお、この条文は当然外国籍の会員にも適用されます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。

#### 頂いたご意見

憲章の 2 番目の文章に「公衆の安心感を得られるように」とありますが、現在世論調査をすれば約半数の人が反対といい、この理由に原子力への不安感をあげているようです。この論法をすすめると「安心を得るには当面推進は見合わせる」オプションもあることになり、推進論調の前文と矛盾が出てくるような印象をもちます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

公衆の安心感を得る方法は行動指針 2 7 . に述べられているように、「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」のです。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努めなければならないし、公衆に「安心」を押し付けてはならないのです。前文が推進論調かどうかはともかくとして、矛盾はありません。

#### 頂いたご意見

憲章の 3 番目の専門能力の向上には異存はありませんが、向上だけで“能力を拡大すること”も原子力の専門家には必要ではないでしょうか？ 特に技術系には文系の視野を、文系には技術の理解の視野が欲しいと思っています。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

憲章 3 はご指摘のように専門能力の向上について述べております。一方、技術系には文系とのご指摘は、前文の「社会における調和と理解を得よう努め」、及び行動指針 1 - 3 「諸課題解決への努力」で抽象的ではありますが言及していると考えております。例えば、当学会の社会・環境部会ではご指摘に対応したような活動をしておりますが、同部会の趣意書に有りますように、「人類が直面している地球規模のエネルギー・環境問題を解決する手段としての原子力を進める上で、技術的次元に加えて社会的次元を考えるべき」ということが書かれております。これは行動指針 1 - 3 にある「諸課題解決のために・・・具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積まなければならない」と述べていることに通じると考えております。

#### 頂いたご意見

憲章 4 番目の「能力を超えた業務…」とありますが、通常企業ではハードルを高く設定

して育成をする事が行われています。これには確かに「諸刃の剣」にはなりますが、事業や研究開発のリスクではないかと日頃から思っています。この記述については、JCO事故の「あつものにこりてなますを吹かしている」ような印象を受けます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

能力を超えた業務は一切してはならないとは述べていません。能力を超えた業務を行なうことに起因して「社会に重大な危害を及ぼすことがないように」にしなければならないと述べているのです。

#### 頂いたご意見

憲章5番目の“公開を原則とした行動”と7番目の“...・・受託者として誠実に行動する”事とは矛盾ではありませんか?特に企業での会員の「企業秘密」、公務員の「守秘義務」と「公開」はどのように行動すれば良いかは難しくなります。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

公開を原則とした行動とは具体的には行動指針5-2、5-3に述べるものです。ただし、5-4のような例外もあります。この公開の原則が企業での「企業秘密」、公務員の「守秘義務」などと相反する状況はたしかに考えられます。特に、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報とは何かという判断は非常に難しいものです。行動指針もそれに従えば自動的に倫理的問題を解決できるというものではないのです。それでも倫理規定を制定する意義は、会員が日頃倫理的行動とはいかなるものかを考える材料を与えることにあります。倫理規定制定をひとつの機会として「公開を原則とした行動」についても会員がそれぞれの立場に即して考えることを期待しています。

#### 頂いたご意見

3. 行動指針についてはあまりにも多くの事柄が盛り込まれているような感じがします。しかも項目が多いため説明が中途半端になっているようですので、事例集的な書物を発行する事にしたらどうでしょうか?項目別のコメント疑問点を以下に列挙します。

行動指針の中身も多少見方を変えると矛盾を感じさせる部分もあります。その一例は1-1の「人類の福祉」と憲章の1,の「平和」、2の「公衆の安心感」は同じ物か違うものか判別できません。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

「平和」は「人類の福祉」の前提条件かもしれませんが、「人類の福祉」は「平和」だけで達成できるものではありません。「公衆の安心感」は「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」もので、関係ないとはいえませんが「人類の福祉」や「平和」とは別物です。文章が十分練れていなくて申し訳ありませんが、言葉の選択には注意を払ったつもりであります。

#### 頂いたご意見

2-4の経済性と安全性は並べて書くものでしょうか?企業にとっては経済性のなかに安全性の確保がコストとして含まれているはずです。従ってそれが正常で無い場合は経

済原則に則って自滅するか、淘汰されるかで、あえてここで警鐘を鳴らす必要はないのではないのでしょうか？企業の倫理としての視点かもしれません。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

経済性と安全性の関係が正常で無い場合、経済原則に則って自滅ないし淘汰され、公衆になんら危害を与えないのなら、ここに書く必要はないのかもしれませんが。そうでない場合がありますのでここで警鐘を鳴らしているのです。これは企業の倫理だけではありません。個人会員にとって重たい規定です。「まず所属する組織が健全は状態にあるかどうかを自問せよ、問題があるなら解決するよう努めよ、解決できず公衆の安全に危害を及ぼす危険性がある場合は外部に情報を公開せよ」と言っているのです。

#### 頂いたご意見

2 - 7 は、「公衆の安心」を取上げると2項で書いたものと同じ議論が必要であると思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

「安心を得るには当面推進は見合わせよ」と述べているのではありません。

#### 頂いたご意見

3 - 5、4 - 2、4 - 3、4 - 5、は企業に勤めている会員にはかなりの重荷を要求するものではないでしょうか？各企業の経営方針（当然企業倫理は確立しているはず）に基いた仕組みに、個人能力向上の環境改善、作業環境の改善、などを進言する事にはかなりの能力や経営情報が必要で、一般論として要求する事には無理があると思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

ここで述べていることは組織に所属する会員への努力目標ですが、ご指摘のように会員個人への大きな負担となりうるかも知れません。しかし、企業倫理の確立した組織なら原則的には改善提案は可能なはずであり、また会員は常に「人類の福祉・・・」への貢献という絶対的な尺度を持って改善提案をすべきと考えます。経営情報というよりもむしろ、先に述べた絶対的な尺度を基にした判断が可能なように、常に個人の能力向上を図ることが必要なのではないのでしょうか。本条項はそのようなことを要求していると思います。

#### 頂いたご意見

5 - 1 は知識、能力によって差が出る項目で項目としてあげるだけに終わってしまうような気がします。情報が正しいかどうかの確認は大変難しい時があります。特に企業のような階層的な組織では正確さの確認や追求には限界があると思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

情報の正しさの確認は容易ではないかもしれませんが。しかし会員は原子力の専門家としてこれを行なう義務があります。原子力の安全に係る情報について自ら確認することを怠ることは倫理的に非難されます。

#### 頂いたご意見

7 - 3 は原子力分野の何を意識しての項目でしょうか？大半の企業人、公務員、にとっ

ではこのような内容は就業規則で拘束されているはずですが？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

これは原子力分野に限らず組織に所属する企業人、公務員は心しなければならないものです。就業規則と重複しても専門家として常に心掛けるべき項目なので入れてあります。

#### 頂いたご意見

7 - 4も官、学、に見られる事かもしれません。当然公務員倫理規定があるはずですが？原子力特有な点に絞ったらどうでしょうか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定は会員が原子力の専門家として行動するときに倫理面で心すべき項目のうち重要なものを並べたものです。原子力の専門家も当然、企業人、公務員として守るべきことは守らなければなりません。したがってこのような項目も含めています。倫理規定とは「専門家としての日々の行動はいかにあるべきか」を書き記したものですから、学会の倫理規定を原子力特有な点に絞るのならこれとは別に一般の専門家としての倫理規定が用意されていなければなりません。現在そのようなもので確立したものはありませんので、この倫理規定に一般の専門家としての倫理規定も含めるべきだと考えます。なお、一般に社会人として家庭人として倫理的にどうあるべきかというのも大切な問題ですが、これは専門家としての行動とは別ですから含めておりません。

#### 頂いたご意見

最後に5 - 2、5 - 3ですが、これは原子炉規制法でも「内部告発」の奨励が法制化されたようですが、これは法律では仕方が無いかもしれませんが、倫理として取り込む事は抵抗を感じます。「安全に関わる情報」、「公衆の信頼感・安心感を失わないための情報」などは解釈の幅が非常に広く、もしともにそれを対象にした告発が出てきた場合、学会はどのような責任を取れるのかが心配になります。出来ればここは法律に任せて、拡大する事は避けた方が良いのではないかと思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

法律と倫理規定では役割に差があります。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を生じさせた者を罰することに重点が置かれます。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるをえません。一方、倫理規定は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものです。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。情報公開は法的義務ではなく倫理的義務であり、ここに明記すべきものと考えます。なお、どのような告発を心配されているのか分かりませんが、倫理規定を誤解して行動し損害を受けた者に対し学会が責任をとる必要はないと考えます。